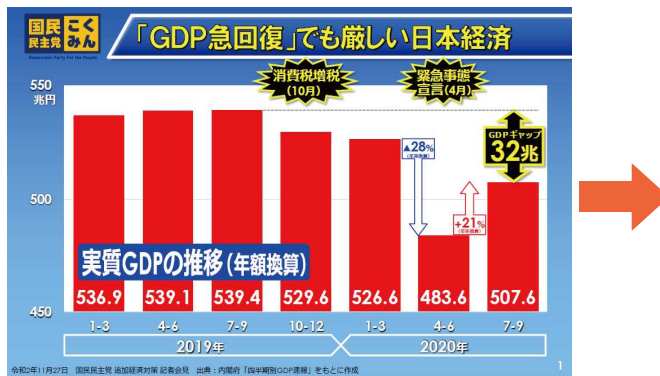


# 国民民主党「政務調査会長」として活動中

- 政調会議を主催。政府提出法案や議員立法、各種政策課題に関してヒアリングの上、対応について協議しています。
- また、本部長代行を務めている新型コロナウィルス対策本部を中心に、コロナ関連対策を取りまとめています。



党政務調査会長として、新型コロナウイルス政府与野党連絡協議会に出席。新型コロナ関連対策について提案・協議。



NHK日曜討論(生放送)に出演。与野党の政策責任者で、コロナ対策や目下の重要課題について議論。

## 11/27 発表 国民民主党 追加経済対策



### 感染拡大防止に必要な法改正も提案

**新型インフル特措法改正案**

- ✓ 都道府県知事に立入権限、拒否したら公表
- ✓ 国民民主党単独提出(予定)
- ✓ 指示に従わない場合に命令、拒否したら罰則
- ✓ 応じた事業者に給付金を支給 → 国の責任を明記

**感染症法改正案**

- ✓ 都道府県と保健所設置市・区の間での情報共有を可能に
- ✓ 濃厚接触者、クラスター等に対する公費検査体制の整備拡充

**出入国管理法改正案**

- ✓ 「感染のおそれのある者」の入国拒否を可能に

法案をまとめ、国会へ提出



## コロナ克服！山形経済再生！！

山形県知事 吉村みえこさん

に取り組む同志です。

4期目を目指す中、コロナ克服に全力投球



## 衆議院 山形県2区 候補予定者を決定



2021年10月に任期満了を迎える衆議院総選挙に向け、11月28日の第7回5者会議(立憲、国民、社民、無所属、連合山形から構成)において、まずは「山形2区」における候補予定者を、南陽市在住の「加藤けんいち」さんに決定しました。

空飛ぶ車いす社長 加藤けんいちさん



一般社団法人 山形バリアフリー観光ツアーセンター 代表理事 1980年南陽市生まれ、県立長井工業高校卒業、21歳で難病の筋ジストロフィー発症、車椅子生活に。現在40歳(健康者で20年・障害者で20年)、南陽市に両親・妻・娘と在住。

## 地元活動を通じ皆様からお声を聴かせていただきました！



通行止め中の中津川橋を視察 ⇒ 12/7通行再開へ(飯豊町)



白鷹大橋開通式典



NPO法人ひらた里山の会 森の感謝祭(酒田市)



舟山やすえと語る会(白鷹町)



川西町憲法9条を守る会・戦争をさせない9条壊す川西町民の会



舟山やすえ南陽後援会主催 国政報告・励ます会



舟山やすえ高島後援会・はが道也高島後援会合同主催 国政報告会



平和と暮らしを守る南陽市民の会主催 国政報告会

参議院議員(山形県選挙区)

## 舟山やすえ レポート

FUNAYAMA YASUE REPORT

発行元：舟山やすえ事務所  
〒990-0039 山形県山形市香澄町3丁目2番1号 山交ビル8階  
TEL：023-627-2780 FAX：023-674-0278

2020年 12月15日号 Vol.29

※政府与党の疑惑噴出、早急な真相解明を！

## コロナ克服へ与野党で議論できる環境を



菅内閣発足後初の本格審議の場となった第203回臨時国会は、10月26日に召集されました。野党の延長要請を政府与党が拒否した結果、僅か41日間の会期を終え、12月5日で閉会となりました。

新型コロナウイルス感染症は、ちょうど国会開会と同時にいわゆる「第三波」に突入、その後、連日感染者数が過去最高を更新し続けるなど、終息が見通せない状況です。本来は国会を延長して対策に万全を期すべきであり、非常に残念です。

国民民主党は、11月27日に、総額48兆円規模の「追加経済対策」を取りまとめ、加藤官房長官にも提出しました。その後、政府も12月8日に「総合経済対策」を閣議決定し、15日には追加歳出が20兆円規模の第3次補正予算案が閣議決定されましたが、緊急性に乏しい内容も多く含まれ、今後、しっかりと精査する必要があります。

### 政府与党の疑惑噴出、早急な真相解明が必要

「桜を見る会」前夜祭を巡り、安倍前総理側が参加費を補填していた事実がほぼ明らかになりました。政治資金規正法や公職選挙法違反の他、国会での虚偽答弁も含め、次期国会でさらに真相解明を進め、政治責任を質す必要があります。さらには、元農水大臣が在任当時に、鶏卵業界から賄賂を受け取り、政策をゆがめた疑惑も浮上。報道で明らかになった途端に「体調不良で入院」という、典型的なパターンの贈収賄疑惑です。また、元農水大臣の西川公也内閣官房参与が、今回の一連の報道をきっかけに、即刻辞任するなど、疑惑は広がるばかりです。舞台が農林水産省ということもあり、私も委員会2度にわたり追及。他にも疑いのある政界関係者が存在との報道もあり、今後の動向を注視して参ります。

今国会は、本来コロナ対策に集中すべき重要な議論の場であったはずが、またしても政権の姿勢そのものに疑問符がつく問題や、お金を巡る不祥事が相次いだ国会でもありました。

安倍政権の継承を掲げる菅政権の強権的な体質を象徴するのが、「日本学術会議」新会員の任命拒否問題です。振り返れば、内閣人事局で行政を支配し、検察庁法改正で司法を牛耳り、今度は学問の自由を奪おうという、まさに学問の危機、民主主義の危機、日本の危機であると感じます。

また、政府与党は自ら襟を正して不祥事の解明に取り組むことで、コロナ克服に向けて与野党で議論できる環境を整える責務を果たすべきです。

コロナに関しては、山形県においても、12月に入り感染者数が急増しており、保健所や医療機関への支援をさらに強化していく必要があります。加えて、「家計支援」と「損失補償」で国民生活と事業活動を支えていくよう、政府に求めています。「正しく恐れる」という言葉があるように、私たち一人一人が日常生活で適切な感染対策に努め、また「感染症自体より、誹謗中傷の方が怖い」ということがないよう、お互いを思いやる気持ちを大事にして、年末年始を迎えていきたいと思っています。



加藤けんいちさん

衆議院 山形2区 候補予定者に決定

詳細は裏面へ

## 11/6 予算委員会 NHKテレビ入りで質問



国民民主党政務調査会長舛田元一氏後初めての質問に立ち、菅政権が所信表明で掲げた具体的政策の問題点や政治姿勢に切り込みつつ、課題解決策を提案しました。

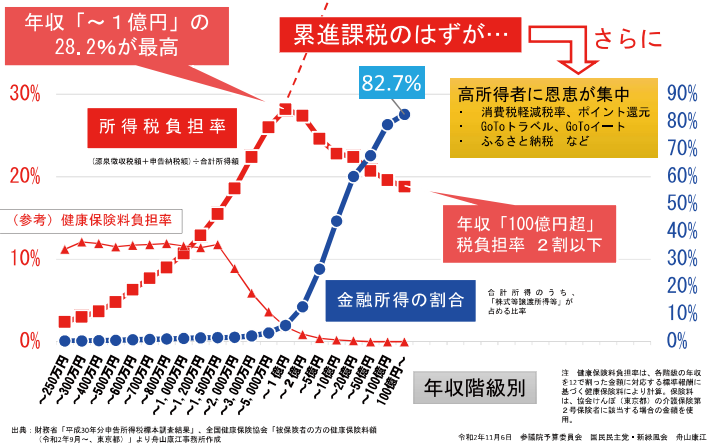
録画を見る



### 🍒株価が実態と乖離、恩恵は富裕層に集中

①日銀ETFやGPIFの運用による「官製相場」で株価が吊り上げられている実態、②金融所得が増えるため、年収1億円を超えると年収に占める所得税負担割合が低下に転じる実態をパネルで示しました。その上で、総合課税の導入や累進強化などによる平等な税負担の実現と再分配機能の強化を求めました。

### ③年収1億円を超えると所得税負担率が低下



### 🍒困窮者に行き渡るコロナ対策を

感染拡大防止に向け、遺伝子変異などの要因分析や水際対策の徹底について議論しました。また、富裕層などに利用が集中し、不正利用も顕在化しているGotoキャンペーンの問題点を指摘。消費税の減税・凍結など、生活困窮者や倒産・失業の危機下にある人にも行き渡る経済対策を講じるように求めました。

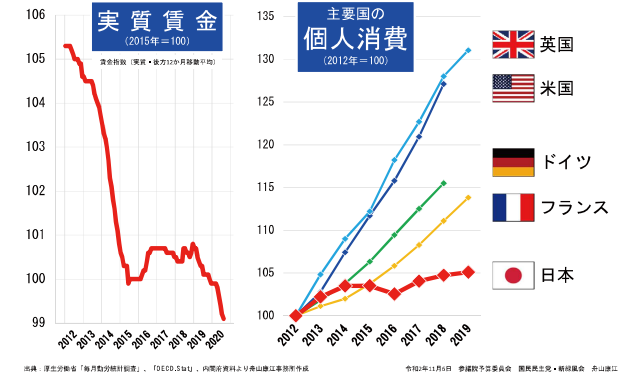
### 🍒「コメは守る」との確約を得る

米国大統領選挙で民主党が勝利した場合に、米の輸出圧力が強まり、日米貿易協定で追加的譲歩を迫られる恐れがないかを質したのに対し、「選挙結果に関わらず、追加的譲歩はない」旨の言明が茂木外務大臣よりありました。

### 🍒コロナ前は「最高の経済状態」?

新型コロナウイルスの感染拡大以前から、1人当たりの実質賃金が大きく減少し続けてきたことや、個人消費の停滞などをパネルで示しました。その上で、菅総理が所信表明で示した、新型コロナ発生前は「最高の経済状態」であったとの見解は誤りであり、景気は既に下り坂にあったという認識に立って経済運営に臨むように、釘を刺しました。

### ①落ち込む実質賃金、個人消費も低迷



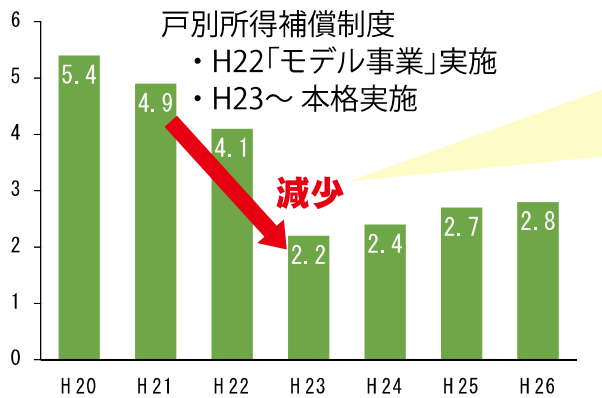
### 🍒中小企業は地域経済の毛細血管

政府の成長戦略会議メンバーのアトキンソン氏や菅総理より、「中小企業を半減、淘汰し、成長企業のみにも再編すべき」旨の発言が飛び出し、中小企業者に困惑の声が拡大しています。海外展開する企業だけでなく、「毛細血管」として地場に根を張り、地域活動を支える中小企業も大事に守るように訴えました。

## 11/17 農水委員会 野上大臣所信に対して質問



### 米の超過作付面積(万ha)の推移



9月の菅内閣発足時に農林水産大臣に就任した野上浩太郎新大臣の所信に対する質疑で、質問に立ちました。大臣が所信で述べた「強い農林水産業」とは何かを質した上で、規模拡大や競争力強化重視の農政から、農業の多面的機能や小規模・家族農業を評価し、地域政策を重視する方向に転換すべきことを訴えました。その上で、欧米での所得補償政策の現状について資料で示しながら、環境支払いなどの直接支払いの導入へと舵を切るべきであると主張しました。

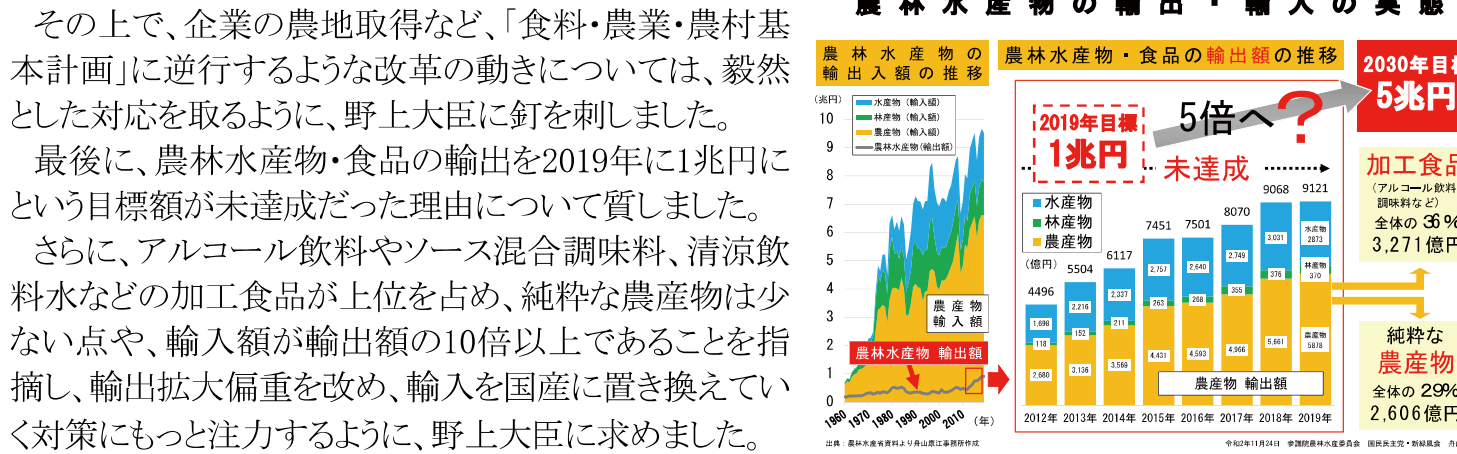
米の需給問題に関する他の委員の質疑において、「民主党政権下の戸別所得補償制度導入により、超過作付けが増えた」との印象操作とも言える事実誤認の答弁が大臣から飛び出しました。とんでもない！自分の質疑の中で認識を質し、訂正を求めました。大臣は曖昧な答弁を繰り返し、何度も立ち往生し速記が止まりましたが、結局誤りを認め、発言を訂正。戸別所得補償制度は、米の生産数量目標を守った場合に「米の直接支払い」が付与される仕組みであることから、超過作付けが大幅に減少したのです。

その他、対象要件を巡り混乱が生じた高収益作物次期作支援交付金の問題などについて質問しました。

## 11/24 農水委員会 一般質疑で質問



3月に策定された「食料・農業・農村基本計画」において、従来は規模拡大や企業化一辺倒の路線だったのが、中小・家族経営の重要性にも言及するようになった背景や理由について質した上で、家族農業や小規模農業を支えるための具体的政策を、野上大臣に求めました。また、規制改革推進会議や未来投資会議、国家戦略特区諮問会議などの提言による改革が問題を引き起こした一例として、畜安法改正で自由化された生乳流通改革が、集乳停止という混乱を招いたことを指摘し、農水省に検証と見直しを求めました。



## 11/26 12/1 農水委員会 種苗法改正について質問



「種苗法の一部を改正する法律案」についての対政府質疑と参考人質疑で、質問に立ちました。同法案は、優良品種の種苗の海外流出防止を図るために、登録品種の自家増殖を許諾制にすることなどの措置を講じるものです。

これに対して、「自家増殖が一律禁止」されるのではないかと心配する声や、外国企業の参入・独占により、伝統種・在来種が危機にさらされ、食料供給にも支障が及ぶことを危惧する声が続いていました。改正案に対して上がっているこうした懸念の声を受け止めて、制度見直しによる影響や疑問点、課題を中心に質問しました。2日間の質疑を通じて、懸念や不安の払拭につながるものとして、主に下記のような点が明確になりました。

- 質疑で確認できたポイント
- ①一律に全ての種子の自家増殖が禁止になるわけではなく登録品種だけであり、それも許諾によって可能であること（また、登録品種は、原則25年で一般品種に移行）
- ②自家増殖を行っている方の多くは一般品種を利用しており、影響はほぼないこと
- ③実際に栽培されている登録品種を面積ベースで見ると、そのほとんどが公的開発品種であり、自家増殖を行うにしても、その際の許諾料が法外になるとは考えにくいこと
- ④民間開発の登録品種で、これまで何らの許諾条件なしで自家増殖が行われている事例はほとんど考えられないこと

こうした農水省の見解が成立する大前提としては、公的機関がこれからも新品種開発、育成を担い続けることと、在来品種がしっかりと保全されることが不可欠です。そこで、民間への知見の提供を促す農業競争力強化支援法8条4号や平成29年の事務次官通達に廃止するか、適切な表現に改めるべきであることを、野上大臣に訴えました。また、公的機関による新品種の育成と在来品種の保全を支援するために、財政措置などによって国が支援することが必要です。そこで、徳永エリ参議院議員と一緒に法制局と議論しまとめた「農業用植物の優良な品種を確保するための公的新品種育成の促進等及び在来品種の保全に関する法律案（試案）」を配付資料として示した上で、その実現に向けた検討・協力を、野上大臣や農水委員に呼び掛けました。

| 農業用植物の優良な品種を確保するための公的新品種育成の促進等及び在来品種の保全に関する法律案 概要【試案】                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |  |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| 【目 的】<br>地域における農業の基盤である農業用植物の優良な品種を確保する上で農業用植物の新品種の育成及び在来品種の保全が重要<br>公的新品種育成の促進<br>公的育成品種の有効かつ適正な利用<br>在来品種の保全<br>地域における農業の持続的な発展<br>国民生活の安定向上                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |  |
| 【定 義】<br>>公的新品種育成：公的試験研究機関（※1）における農業用植物の新品種の育成（※2）<br>>公的育成品種：公的試験研究機関（※1）において育成された農業用植物の品種<br>>在来品種：地域において長期にわたり栽培されてきた農業用植物の品種<br>※1 独立行政法人、地方公共団体及び地方独立行政法人の試験研究機関<br>※2 遺伝子編集技術又はゲノム編集技術を用いるものを除く                                                                                                                                                                                                                                                                        |  |
| 【基本方針】<br>農林水産大臣は、公的新品種育成の促進等（※）及び在来品種の保全に関する基本方針を定めるものとする。<br>※ 公的新品種育成の促進及び公的育成品種の有効かつ適正な利用                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |  |
| 【施 策】<br>公的新品種育成の促進<br>国は、農業用植物の新品種の育成が継続的かつ安定的に行われるよう、公的新品種育成の促進に必要な財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。<br>公的育成品種の有効かつ適正な利用<br>国及び地方公共団体は、公的育成品種の有効かつ適正な利用を図るため、<br>① 公的育成品種を農業者が低廉な対価で利用することとする環境の整備<br>② 公的育成品種の知的財産権に関する国民の理解と関心を深めるための啓発活動<br>その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。<br>在来品種の保全<br>在来品種は、<br>・地域の自然的条件に適合した優良なものである<br>・地域の特徴ある食文化を形成してきた<br>・農業用植物の品種の多様性を確保する上で重要<br>国及び地方公共団体は、在来品種の保全を図るため、<br>① 在来品種の種の収受及び体系的な保存に必要な措置<br>② 在来品種に係る情報の提供その他在来品種の積極的な活用促進に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 |  |
| 種苗の生産に係る技術を有する人材の育成<br>公的育成品種の有効な利用・在来品種の保全を図る上でこれらの品種の種苗の生産に係る技術が継承されることが重要<br>国及び地方公共団体は、当該技術を有する人材を育成するため、当該技術の普及とその他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |  |
| 【施行期日】 公布の日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |  |

出典：青山建設事務所において作成 令和2年12月1日 参議院農林水産委員会 国民民主党・新緑風会 青山建設

種苗法改正を巡る様々な懸念を払拭するためにも、引き続き、農業競争力強化支援法や事務次官通達に廃止・見直しとともに、上記の法律案（試案）の提出・成立を目指していきます。